

学校給食用小荷物専用昇降機保守点検業務委託仕様書

(目的)

- 1 本業務は、岡山市立小中学校に設置された学校給食用小荷物専用昇降機(以下「昇降機」という。)を本仕様書及び関係法令等に従って保守点検を行い、その結果を発注者に報告するとともに、昇降機を常に正常かつ良好な運転状態に保ち、不慮の事故に備えることを目的とする。

(契約の種類)

- 2 本業務は、昇降機の点検・清掃・給油等を実施するPOG契約とする。

(設置場所及び対象設備)

- 3 別紙「岡山市立小中学校 小荷物専用昇降機一覧」のとおり

(履行期間)

- 4 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(作業の範囲)

- 5 本業務は定期点検と法定点検を行うものとする。
また、故障等により緊急の連絡を受けた場合は、速やかに技術者を派遣し、機能の回復に努めること。

(定期点検)

- 6 受託者は、当仕様書並びに(一財)建築保全センター発行の建築保全業務共通仕様書令和5年度版(以下「建築保全業務共通仕様書」という。)に基づいて定期点検を行うこと。
また、昇降機各部の給油・調整・清掃を行い、必要に応じて消耗品の交換を実施すること。

(定期点検資格)

- 7 定期点検従事者は、点検対象設備の点検に必要な専門知識や技能及び豊富な経験を有する者であること。また、その責任者は、昇降機等検査員等の有資格者であること。

(法定点検)

- 8 受託者は、建築基準法第12条第4項に定める法定点検を行うこと。

(法定点検資格)

- 9 法定点検従事者は、昇降機等検査員等の有資格者であること。

(緊急対応)

- 10 受託者は、不時の障害発生または発注者の要請があった場合には、速やかに技術員を派遣し、修理調整等の対応を行うこと。なお、故障時等の緊急対応は、消耗品以外の部品調達に時間が必要な場合を除き、原則として通報受信日以内に復旧対策を実施できる体制を整えること。

(点検回数)

- 11 定期点検は5月、8月、12月及び2月に、月1回各校で行うこととする。
法定点検は10月に1回各校で行うこととする。

(点検日程)

- 12 点検日程は、事前に各校の栄養士等給食業務に携わる職員(以下「栄養士等」という。)と調整すること。
また、点検する際は、必ず栄養士等の承認を得ること。

(作業時間)

- 13 現地作業は、給食実施日の場合14時から17時の間に、給食実施日ではない場合は9時から17時の間に行うこと。ただし、緊急時はこの限りでない。

(消耗部品等)

- 14 消耗部品（通常の使用による摩耗・劣化により、補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等）・点検用材料については受託者において負担すること。

(報告書の提出)

- 15 受託者は、点検終了後、速やかに結果を書面にて報告すること。
なお、不良箇所については、その状況が判別できる写真を添付すること。

(完了検査)

- 16 業務完了後、業務完了届を提出し、完了検査を受けること。検査に合格したときは請求書を提出すること。

(支払い)

- 17 発注者は、請求書を受理した日から起算して30日以内に、保守点検委託料を支払うものとする。

(提出書類)

- 18 業務着手前
・業務責任者及び主任技術者届（昇降機等検査員資格者証等の写しを添付）
・業務着手届

随時

- ・点検報告書
- ・不良箇所を撮影した写真

業務完了後

- ・業務完了届

完了検査後

- ・請求書

(その他)

- 19 本業務を履行するにあたっては関係法令を遵守すること。
また、本仕様書に記載なき事項については、発注者と受託者協議の上で決定するものとする。